

## 府中市起業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で府中市起業支援事業補助金を交付することにより、発展性の有る事業を新規に起業する新規起業者を育成し、もって市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。
- (2) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、機器又は器具をいう。
- (3) 起業 新しく事業を興すことをいう。
- (4) 新規起業者 事業を営んでいない個人であって、市内においてこの要綱による補助を受けた年度に新たな事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。
- (5) 雇用費補助申請者 第5条に規定する申請者のうち、別表第1に定める雇用促進事業に係る経費の補助金の交付を申請する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、別表第1に定める事業所開設事業に係る補助金の申請日において、65歳未満の新規起業者で、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者
  - (2) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者
  - (3) 市税及び税外収入金の滞納がない者
  - (4) 府中商工会議所又は上下町商工会（以下「商工団体」という。）へ補助事業の内容について指導を受けている者
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象者から除く。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者である場合
  - (2) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する場合
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合
  - (4) その他市長が適当でないと判断する事業を実施しようとする場合

### (補助対象事業及び補助額)

第4条 補助対象事業は別表第1に掲げる事業のうち、商工団体が設置する審査会において内容の承認を得ているものとし、当該事業に対して交付する補助金の額は、別表第1算定方法の欄に定める算定方法により算定した額で、同表の補助限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期限までに、府中市起業支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の市税及び税外収入金の滞納がない証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 雇用費補助申請者は、前項第1号の事業計画書に代えて、従業員名簿と雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添えて申請するものとし、その申請は別表第1に規定する要件を満たした日の属する年度の翌年度に行うものとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、府中市起業支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、府中市起業支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(補助対象事業の変更)

第7条 前条により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）しようとするときは、府中市起業支援事業補助金補助対象事業変更承認申請書（別記様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の府中市起業支援事業補助金補助対象事業変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、府中市起業支援事業補助金補助対象事業変更承認通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、当初の交付決定の額を超えてはならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第8条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、府中市起業支援事業補助金補助対象事業（中止・廃止）届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は4月15日のいずれか早い日までに、府中市起業支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、府中市起業支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、雇用費補助申請者による申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、府中市起業支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により補助金交付決定者に通知するものとする。この場合において、第7条から前条までの規定の手続は省略するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 補助金交付決定者は、前条の規定により補助金額確定通知を受けたときは、速やかに府中市起業支援事業補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助金交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（財産の処分及び管理）

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了の日から5年を経過する日前に補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ府中市起業支援事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助金交付決定者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助金交付決定者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産の効果的な運用を図らなければならない。

（重複交付の禁止）

第13条 補助金交付決定者が当該補助対象事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。ただし、府中市が実施する補助金制度で同一経費の補助を受けていない場合を除く。

（事業所の移転等）

第14条 補助金交付決定者が、補助対象事業完了後5年を経過する日より前に事業所を市外へ移転する場合は、補助金を全額市長に返還しなければならない。

2 補助金交付決定者が、補助対象事業完了後5年を経過する日より前に補助対象事業を廃止する場合は、補助金の全部又は一部を市長に返還させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和6年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条・第5条関係)

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	算定方法	補助限度額	補助対象期間
事業所開設事業	起業を目的として、事業所の賃貸、設備品等の購入等事業所開設に係る整備を行う事業及び市場調査・販売促進等経営の安定に向けて行う事業（主たる事業所の開設に係る事業に限る）	(1) 事業所の賃貸（敷金、礼金、保証金等を除く。）又は開設に係る経費 (2) 設備品等の購入費 (3) その他事業開始に係る経費 (4) 市場調査費、展示会等の出展費 (5) その他販売促進に係る経費 (6) 事業実施に必要な経費（一般経常経費を除く。）	補助対象経費の総額× 1/2	50万円	交付決定に定める事業開始日から事業完了日まで
雇用促進事業	事業規模拡大等の目的の為に、行う雇用促進事業（事業所開設事業の補助金交付を受けた者に限る）	雇用に伴って発生した従業員への人件費（起業から1年以内に新規で雇用をし、かつ、6か月以上雇用された市内に住所を有する者に限る。）	週所定労働時間20時間以上の雇用保険法の一般被保険者の人数×10万円	50万円	起業した日から1年以内

別表第2 (第7条関係)

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	補助対象事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合
補助対象事業の内容	第5条の規定により提出する府中市起業支援事業補助金交付申請書に記載の内容について、補助対象事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合